

事 務 連 絡  
令和 8 年 5 月 13 日

各地方厚生局健康福祉部 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出  
に関する手続の取扱いについて」の正誤表の送付について

令和 8 年 3 月 31 日付け障精発 0331 第 4 号「基本診療料及び医療観察精神科  
専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」につきまして、  
一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

- 「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の取扱いについて」  
 (令和8年3月31日付け障精発0331第4号)の正誤表

正	誤
<p>本文 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 施設基準 通則 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>1の2</u> 入院対象者入院医学管理料 (1)～(10) (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 医療観察24時間対応体制加算 (1) 医療観察24時間対応体制加算に関する施設基準        訪問看護基準通知の24時間対応体制加算の例によること。ただし、施設基準告示第3の11に規定する地域若しくは基本診療料通知の別添3の別紙2に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関又は業務継続計画を策定した上で自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している訪問看護事業型指定通院医療機関において、2つの訪問看護事業型指定通院医療機関が連携し要件を満たす場合の届出は、別添の様式<u>5-3</u>を用いること。</p>	<p>本文 (略)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 施設基準 通則 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> 入院対象者入院医学管理料 (1)～(10) (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 医療観察24時間対応体制加算 (1) 医療観察24時間対応体制加算に関する施設基準        訪問看護基準通知の24時間対応体制加算の例によること。ただし、施設基準告示第3の11に規定する地域若しくは基本診療料通知の別添3の別紙2に掲げる医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関又は業務継続計画を策定した上で自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している訪問看護事業型指定通院医療機関において、2つの訪問看護事業型指定通院医療機関が連携し要件を満たす場合の届出は、別添の様式<u>13</u>を用いること。</p>

(2) (略)

17~20 (略)

注1~注4 (略)

別添 (略)

様式1 (略)

(2) (略)

17~20 (略)

注1~注4 (略)

別添 (略)

様式1 (略)

様式 1-2

様式 1-2

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

1. 入院基本料・特定入院料の届出

届出入院料（届出区分） 医療観察一般病棟入院料  医療観察地域移行支援病棟  
 （□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

本届出の病棟数 \_\_\_\_\_ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

本届出の病床数 \_\_\_\_\_ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし（□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

2. 看護師等の配置に係る加算の届出

（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規届出	既届出	項目名	新規届出	既届出	項目名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注10 医療観察看護師夜間6対1配置加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注9 医療観察看護師7対1配置加算
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注11 医療観察多職種協働加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注10 医療観察看護師夜間6対1配置加算

3. 入院対象者の数及び看護師の数

① 1日平均入院対象者数〔A〕 \_\_\_\_\_ 人（算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日）  
 ・小数第1位を切り上げ（小数第1位までの数、例：12.34 → 12.4）

② 月平均1日当たり看護師配置数 \_\_\_\_\_ 人〔C / (日数 × 8)〕

・小数第2位以下切り捨て（小数第1位までの数、例：12.34 → 12.3）

・〔C〕は、看護師の「月延べ勤務時間数」（本様式「4. 勤務実績表」の月延べ勤務時間数欄の上段「日勤時間帯」と中段「夜勤時間帯」において当該病棟で勤務した時間数）の計である。

・1日看護師配置数 ≤ 月平均1日当たり看護師配置数であること。

（参考）1日看護師配置数（必要数）： \_\_\_\_\_ = [ (A / 配置区分の数) × 3 ]

・小数第1位を切り上げ

・医療観察看護師7対1配置加算を届け出ている場合：配置区分の数を「7」とすること。

③ 夜勤時間帯（16時間） \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

④ 月平均夜勤時間数 \_\_\_\_\_ 時間 [ (D-E) / B ]

・小数第2位以下切り捨て

・〔D-E〕は、月延べ夜勤時間数である。

・〔D〕は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」（月延べ勤務時間数欄の中段「夜勤時間帯」において当該病棟で勤務した時間数）の計である。

・〔E〕は、月延べ夜勤時間数（月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数）である。

・〔B〕は、夜勤従事職員数の計である。

・〔B〕〔D〕〔E〕は、看護師に係る数を計上する。

⑤ 月平均1日当たり看護師夜間配置数 \_\_\_\_\_ 人

（参考）夜間看護師配置数（必要数）： \_\_\_\_\_ = [ A / 配置区分の数 ]

・小数第1位を切り上げ

・医療観察看護師6対1配置加算を届け出ている場合：配置区分の数を「6」とすること。

⑥ 月平均1日当たり作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 \_\_\_\_\_ 人

（参考）1日作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数（必要数）： \_\_\_\_\_ = [ A / 配置区分の数 ]

・医療観察多職種協働加算を届け出ている場合：配置区分の数を「5」とすること。

様式 1-2

様式 1-2

入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類

1. 入院基本料・特定入院料の届出

届出入院料（届出区分） 医療観察一般病棟入院料  医療観察地域移行支援病棟  
 （□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

本届出の病棟数 \_\_\_\_\_ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

本届出の病床数 \_\_\_\_\_ ※（医療機関全体の数ではなく、届出に係る数を記載）

入院基本料・特定入院料の届出区分の変更なし（□には、該当する場合「✓」を記入のこと）

2. 看護師等の配置に係る加算の届出

（新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。）

新規届出	既届出	項目名	新規届出	既届出	項目名
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注10 医療観察看護師夜間6対1配置加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注9 医療観察看護師7対1配置加算
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注11 医療観察多職種協働加算	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	注10 医療観察看護師夜間6対1配置加算

3. 入院対象者の数及び看護師の数

① 1日平均入院対象者数〔A〕 \_\_\_\_\_ 人（算出期間 年 月 日 ~ 年 月 日）  
 ・小数第1位を切り上げ（小数第1位までの数、例：12.34 → 12.4）

② 月平均1日当たり看護師配置数 \_\_\_\_\_ 人〔C / (日数 × 8)〕

・小数第2位以下切り捨て（小数第1位までの数、例：12.34 → 12.3）

・〔C〕は、看護師の「月延べ勤務時間数」（本様式「4. 勤務実績表」の月延べ勤務時間数欄の上段「日勤時間帯」と中段「夜勤時間帯」において当該病棟で勤務した時間数）の計である。

・1日看護師配置数 ≤ 月平均1日当たり看護師配置数であること。

（参考）1日看護師配置数（必要数）： \_\_\_\_\_ = [ (A / 配置区分の数) × 3 ]

・小数第1位を切り上げ

・医療観察看護師7対1配置加算を届け出ている場合：配置区分の数を「7」とすること。

③ 夜勤時間帯（16時間） \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ~ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

④ 月平均夜勤時間数 \_\_\_\_\_ 時間 [ (D-E) / B ]

・小数第2位以下切り捨て

・〔D-E〕は、月延べ夜勤時間数である。

・〔D〕は、当該病棟における「月延べ夜勤時間数」（月延べ勤務時間数欄の中段「夜勤時間帯」において当該病棟で勤務した時間数）の計である。

・〔E〕は、月延べ夜勤時間数（月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数）である。

・〔B〕は、夜勤従事職員数の計である。

・〔B〕〔D〕〔E〕は、看護師に係る数を計上する。

⑤ 月平均1日当たり看護師夜間配置数 \_\_\_\_\_ 人

（参考）夜間看護師配置数（必要数）： \_\_\_\_\_ = [ A / 配置区分の数 ]

・小数第1位を切り上げ

・医療観察看護師6対1配置加算を届け出ている場合：配置区分の数を「6」とすること。

⑥ 月平均1日当たり作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数 \_\_\_\_\_ 人

（参考）1日作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師配置数（必要数）： \_\_\_\_\_ = [ (A / 配置区分の数) × 3 ]

・医療観察多職種協働加算を届け出ている場合：配置区分の数を「5」とすること。

4. 勤務実績表

種別	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※1	夜勤の有無		日付別の勤務時間数※4						月延べ勤務時間数	(再掲) 月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※5
					(該当する一つに○)	夜勤従事者数	1日曜	2日曜	3日曜	……	日曜			
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
作業療法士				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
精神保健福祉士				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
臨床心理技術者				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
その他				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
夜勤従事職員数の計					[B]	月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)						[C]		
月延べ夜勤時間数					[D-E]	月延べ夜勤時間数 (中段の計)						[D]	[E]	
1日看護職員配置数 (必要数)		[(A/配置区分の数) × 3]			月平均1日当たり看護職員配置数						[C/(日数×8)]			

【記載上の注意】

- 「雇用・勤務形態」(※1)は、短時間正職員の場合は「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は「兼務」に○を記入すること。
- 「夜勤の有無」(※2)は、夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が8時間未満の者は無に○を記入すること。夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は、「夜勤従事者数」(※3)に1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。看護師と作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。
- 「日付別の勤務時間数」(※4)は、上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。
- 「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」(※5)は、次の①又は②の者の夜勤時間数を記入すること。
  - 夜勤専従者
  - 月当たりの夜勤時間が8時間未満の者

4. 勤務実績表

種別	番号	病棟名	氏名	雇用・勤務形態※1	夜勤の有無		日付別の勤務時間数※4						月延べ勤務時間数	(再掲) 月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数 ※5
					(該当する一つに○)	夜勤従事者数	1日曜	2日曜	3日曜	……	日曜			
看護師				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
作業療法士				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
精神保健福祉士				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
臨床心理技術者				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
その他				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
				常勤・短時間・非常勤・兼務有・無・夜専										
夜勤従事職員数の計					[B]	月延べ勤務時間数 (上段と中段の計)						[C]		
月延べ夜勤時間数					[D-E]	月延べ夜勤時間数 (中段の計)						[D]	[E]	
1日看護職員配置数 (必要数)		[(A/配置区分の数) × 3]			月平均1日当たり看護職員配置数						[C/(日数×8)]			

【記載上の注意】

- 「雇用・勤務形態」(※1)は、短時間正職員の場合は「短時間」に、病棟と病棟以外(外来等)に従事する場合又は病棟の業務と「専任」の要件に係る業務に従事する場合は「兼務」に○を記入すること。
- 「夜勤の有無」(※2)は、夜勤専従者は「夜専」に○を記入すること。月当たりの夜勤時間が8時間未満の者は無に○を記入すること。夜勤有に該当する者について、夜勤を含めた交代制勤務を行う者(夜勤専従者は含まない)は、「夜勤従事者数」(※3)に1を記入すること。ただし、夜勤時間帯に病棟と病棟以外に従事する場合は、1か月間の夜勤時間帯に病棟で勤務した時間を、1か月間の延べ夜勤時間(病棟と病棟以外の勤務時間を含む)で除して得た数を記入すること。看護師と作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者の勤務実績表をわけて作成しても差し支えない。
- 「日付別の勤務時間数」(※4)は、上段は日勤時間帯、中段は夜勤時間帯において当該病棟で勤務した時間数、下段は夜勤時間帯において当該病棟以外で勤務した時間も含む総夜勤時間数をそれぞれ記入すること。
- 「月平均夜勤時間数の計算に含まない者の夜勤時間数」(※5)は、次の①から③の者の夜勤時間数を記入すること。
  - 夜勤専従者
  - 月当たりの夜勤時間が8時間未満の者

【届出上の注意】

- 1 届出前1か月の各病棟の勤務実績表を添付すること。
- 2 勤務体制及び申し送り時間を添付すること。
- 3 医療観察看護師夜間6対1配置加算（医療観察病棟入院料の注10）を満たす必要があるため、日々の入院患者数によって夜間の看護配置数が異なるものである。そのため、届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類（様式1-3を参照）を添付すること。

様式1-3～様式1-5 （略）

【届出上の注意】

- 1 届出前1か月の各病棟の勤務実績表を添付すること。
- 2 勤務体制及び申し送り時間を添付すること。
- 3 医療観察看護師夜間6対1配置加算（医療観察病棟入院料の注10）を満たす必要があるため、日々の入院患者数によって夜間の看護配置数が異なるものである。そのため、届出の際には、届出前1か月の日々の入院患者数により夜間の看護職員の配置状況が分かる書類（様式1-3を参照）を添付すること。

様式1-3～様式1-5 （略）

様式1-6

様式1-6

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする加算の届出状況  
(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。)

新規届出	既届出	項目名	届出年月日
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療観察看護師夜間6対1配置加算	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項  
(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名:	職種:
イ 看護職員の勤務状況の把握等		
(ア) 勤務時間	平均週 _____ 時間 (うち、時間外労働 _____ 時間)	
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	<input type="checkbox"/> 勤務後の暦日の休日の確保 <input type="checkbox"/> 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 <input type="checkbox"/> 16時間未満となる夜勤時間の設定 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____ )	
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	<input type="checkbox"/> 夜勤後の暦日の休日の確保 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____ )	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____ 回/年	
	参加人数: 平均 _____ 人/回	
	参加職種( _____ )	
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	<input type="checkbox"/> 計画策定 <input type="checkbox"/> 職員に対する計画の周知	
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	<input type="checkbox"/> 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法: _____ )	

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	<input type="checkbox"/> 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	<input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) <input type="checkbox"/> 臨床検査技師 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> その他(職種 _____ )
ウ 看護補助者の配置	<input type="checkbox"/> 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 <input type="checkbox"/> 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	<input type="checkbox"/> 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	<input type="checkbox"/> 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	<input type="checkbox"/> 院内保育所 <input type="checkbox"/> 夜間保育の実施 <input type="checkbox"/> 夜勤の減免制度 <input type="checkbox"/> 休日勤務の制限制度 <input type="checkbox"/> 半日・時間単位休憩制度 <input type="checkbox"/> 所定労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	<input type="checkbox"/> 夜勤従事者の増員 <input type="checkbox"/> 月の夜勤回数の上限設定

様式1-6

様式1-6

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

1 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする加算の届出状況  
(新規に届け出るものについては「新規届出」欄、既に届出を行っているものについては「既届出」欄の□に「✓」を記入のこと。)

新規届出	既届出	項目名	届出年月日
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療観察看護師夜間6対1配置加算	年 月 日

2 新規届出時又は毎年4月時点の状況について記載する事項  
(□には、適合する場合「✓」を記入すること。)

年 月 日時点の看護職員の負担の軽減に対する体制の状況

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名:	職種:
イ 看護職員の勤務状況の把握等		
(ア) 勤務時間	平均週 _____ 時間 (うち、時間外労働 _____ 時間)	
(イ) 2交代の夜勤に係る配慮	<input type="checkbox"/> 勤務後の暦日の休日の確保 <input type="checkbox"/> 仮眠2時間を含む休憩時間の確保 <input type="checkbox"/> 16時間未満となる夜勤時間の設定 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____ )	
(ウ) 3交代の夜勤に係る配慮	<input type="checkbox"/> 夜勤後の暦日の休日の確保 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に: _____ )	
ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____ 回/年	
	参加人数: 平均 _____ 人/回	
	参加職種( _____ )	
エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	<input type="checkbox"/> 計画策定 <input type="checkbox"/> 職員に対する計画の周知	
オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	<input type="checkbox"/> 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法: _____ )	

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整	<input type="checkbox"/> 時間外労働が発生しないような業務量の調整
イ 看護職員と他職種との業務分担	<input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> リハビリ職種(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士) <input type="checkbox"/> 臨床検査技師 <input type="checkbox"/> 臨床工学技士 <input type="checkbox"/> その他(職種 _____ )
ウ 看護補助者の配置	<input type="checkbox"/> 主として事務的業務を行う看護補助者の配置 <input type="checkbox"/> 看護補助者の夜間配置
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	<input type="checkbox"/> 短時間正規雇用の看護職員の活用
オ 多様な勤務形態の導入	<input type="checkbox"/> 多様な勤務形態の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	<input type="checkbox"/> 院内保育所 <input type="checkbox"/> 夜間保育の実施 <input type="checkbox"/> 夜勤の減免制度 <input type="checkbox"/> 休日勤務の制限制度 <input type="checkbox"/> 半日・時間単位休憩制度 <input type="checkbox"/> 所定労働時間の短縮 <input type="checkbox"/> 他部署等への配置転換
キ 夜勤負担の軽減	<input type="checkbox"/> 夜勤従事者の増員 <input type="checkbox"/> 月の夜勤回数の上限設定

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「√」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

ア 11時間以上の勤務間隔の確保	□
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	□
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	□
エ 暦日の休日の確保	□
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	□
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	□
(ア)過去1年間のシステムの運用	(□)
(イ)部署間における業務標準化	(□)
キ 夜間院内保育所の設置	□
ク ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	□
該当項目数	( )
(参考)満たす必要がある項目数	3項目以上

【記載上の注意】

- 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
- 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「√」を記入すること。
- 2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「√」を記入したのについて、以下の書類を添付すること。
  - ・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績が分かる書類
  - ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
  - ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
  - ・キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料
  - ・クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護職員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
- 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

様式1-7～様式4-3 (略)

(3) 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

(□には、適合する場合「√」を記入すること。)

① 交代制勤務の種別 (□3交代、□変則3交代、□2交代、□変則2交代)

② 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

ア 11時間以上の勤務間隔の確保	□
イ 正循環の交代周期の確保(3交代又は変則3交代のみ)	□
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	□
エ 暦日の休日の確保	□
オ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫	□
カ 夜間を含めた各部署の業務量の把握・調整するシステムの構築	□
(ア)過去1年間のシステムの運用	(□)
(イ)部署間における業務標準化	(□)
キ 夜間院内保育所の設置	□
ク ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	□
該当項目数	( )
(参考)満たす必要がある項目数	3項目以上

【記載上の注意】

- 2(1)イ(ア)の勤務時間の算出に当たっては、常勤の看護職員及び週32時間以上勤務する非常勤の看護職員を対象とすること。
- 2(3)①の交代制勤務の種別は、当該保険医療機関において当てはまるもの全てに「√」を記入すること。
- 2(3)②「夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理」の項目のうち□に「√」を記入したのについて、以下の書類を添付すること。
  - ・アからエについては、届出前1か月の各病棟の勤務実績が分かる書類
  - ・オについては、深夜や早朝における業務量を把握した上で早出・遅出等の柔軟な勤務体制を設定していることが分かる書類、届出前1か月の早出・遅出等の勤務体制の活用実績が分かる書類
  - ・カについては、業務量を把握・調整する仕組み及び部署間の業務標準化に関する院内規定及び業務量を把握・調整した実績が分かる書類
  - ・キについては、院内保育所の開所時間が分かる書類、届出前1か月の利用実績が分かる資料
  - ・クについては、使用機器等が分かる書類、使用機器等が看護職員の業務負担軽減に資するかどうか評価を行っていることが分かる書類
- 4 同一の医療機関で本届出に係る複数の加算を届け出る又は報告する場合、本届出は1通のみでよい。

様式1-7～様式4-3 (略)

様式 4 - 4

様式 4 - 4

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該療法に従事する作業療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
		非専従	名		非専従	名
専用施設の面積		平方メートル				
当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧						
手工芸						
木工						
印刷						
日常生活動作						
農耕又は園芸						
病院の種別(該当する口に✓をつけること。) <input type="checkbox"/> 精神科病院 <input type="checkbox"/> 精神科病棟を有する病院であって、入院基本料(精神科病棟入院基本料の特別入院基本料以外の特別入院基本料を除く。)、精神科急性期治療病棟入院料又は精神療養病棟入院料を算定する病院						

[記載上の注意]

- 1 当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の形態及び勤務時間について、様式 4 - 6 を添付すること。なお、当該療法に専従である作業療法士であるかについて備考欄に記載すること。ただし、精神科作業療法を実施しない時間帯において、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア及び重度認知症患者

様式 4 - 4

様式 4 - 4

医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該療法に従事する作業療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
		非専従	名		非専従	名
専用施設の面積		平方メートル				
当該療法を行うために必要な専用の器械・器具の一覧						
手工芸						
木工						
印刷						
日常生活動作						
農耕又は園芸						
病院の種別(該当する口に✓をつけること。) <input type="checkbox"/> 精神科病院 <input type="checkbox"/> 精神科病棟を有する病院であって、入院基本料(精神科病棟入院基本料の特別入院基本料以外の特別入院基本料を除く。)、精神科急性期治療病棟入院料又は精神療養病棟入院料を算定する病院						

[記載上の注意]

- 1 当該治療に従事する作業療法士の氏名、勤務の形態及び勤務時間について、様式 7 を添付すること。なお、当該療法に専従である作業療法士であるかについて備考欄に記載すること。ただし、精神科作業療法を実施しない時間帯において、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア及び重度認知症患者

デイ・ケア（以下「精神科ショート・ケア等」という。）に従事することは差し支えない。  
また、精神科作業療法と精神科ショート・ケア等の実施日・時間が異なる場合にあっては、  
精神科ショート・ケア等の専従者として届け出ることが可能である。

2 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

様式4-5～様式6 （略）

イ・ケア（以下「精神科ショート・ケア等」という。）に従事することは差し支えない。  
また、精神科作業療法と精神科ショート・ケア等の実施日・時間が異なる場合にあっては、  
精神科ショート・ケア等の専従者として届け出ることが可能である。

2 当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

様式4-5～様式6 （略）